

総行デ第1号  
令和4年1月4日

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市議会議長  
} 殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令等の公布等について（通知）

第204回国会において成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」（以下「法」という。）については、令和3年9月1日から施行されたところですが、今般、法第2条第1項の規定に基づき、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）」（以下「政令」という。）を制定し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年デジタル庁令・総務省令第1号）」（以下「命令」という。）とあわせて本日公布・施行されましたので通知します。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

## 第一 政令及び命令の概要

### 1 標準化対象事務について

法第2条第1項に規定する政令で定める事務（標準化対象事務）は、次に掲げるものであってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（(5)及び(18)を除く。）とすること。

(1) 児童手当（第1号関係）

児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務

(2) 子ども・子育て支援（第2号関係）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者若しくは特定子ども・子育て支援施設等の確認又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

(3) 住民基本台帳（第3号関係）

- ・住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に関する事務（(8)に掲げるものを除く。）
- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による中長期在留者の住居地の届出若しくは外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者の住居地の届出に関する事務
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による個人番号の指定に関する事務
- ・住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による住居表示に係る事項の通知に関する事務

(4) 戸籍の附票（第4号関係）

住民基本台帳法による戸籍の附票に関する事務

(5) 印鑑登録（第5号関係）

市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務

(6) 選挙人名簿管理（第6号関係）

- ・公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙人名簿若しくは在外選挙人名簿に関する事務
- ・日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）による投票人名簿若しくは在外投票人名簿に関する事務

(7) 地方税（第7号関係）

地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務

(8) 戸籍（第8号関係）

- ・戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）による戸籍に関する事務
- ・住民基本台帳法による住民基本台帳に関する事務（同法第 9 条第 2 項の規定による通知に関する事務に限る。）

(9) 就学（第 9 号関係）

- ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による就学義務の猶予若しくは免除若しくは経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童若しくは学齢生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務
- ・学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）による学齢簿に関する事務
- ・学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）による就学時の健康診断に関する事務

(10) 健康管理（第 10 号関係）

- ・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務
- ・母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務
- ・予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による予防接種の実施に関する事務

(11) 児童扶養手当（第 11 号関係）

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する事務

(12) 生活保護（第 12 号関係）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務

(13) 障害者福祉（第 13 号関係）

- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する事務
- ・国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する事務
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関する事務

(14) 介護保険（第 14 号関係）

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）又は介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）による介護保険に関する事務

(15) 国民健康保険（第 15 号関係）

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者の資格の取得若しくは喪失、保険給付の実施又は保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）の賦課及び徴収に関する事務

(16) 後期高齢者医療（第 16 号関係）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による被保険者の資

格の取得若しくは喪失又は保険料の徴収に関する事務

(17) 国民年金（第 17 号関係）

国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)による被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給、付加保険料の納付又は保険料の免除に関する事務

(18) (1)から(17)に掲げる事務に附帯する事務（第 18 号関係）

## 2 附則

この政令は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、1(7)（森林環境税の賦課徴収に関する事務に係る部分に限る。）の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行することとしたこと。

## 第二 その他

### 1 政令及び命令の見直しについて

地方公共団体情報システムの標準化・共通化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定。以下「重点計画」という。）において、第一 1(3)、(5)、(7)、(9)、(13)及び(14)の事務については、令和 4 年夏までに標準仕様書を改定することとされ、(1)、(2)、(4)、(6)、(8)、(10)～(12)及び(15)～(17)の事務については、令和 4 年夏までに標準仕様書の作成等を行うこととされている。政令及び命令については、これらの標準仕様書の改定等を踏まえ、見直しを行うことが想定されており、引き続き、制度所管府省における標準仕様書の検討状況や意見照会の機会に留意されたいこと。

### 2 地方公共団体情報システムの円滑な移行について

重点計画において、国は、標準化基準に適合する情報システム（以下「標準準拠システム」という。）への地方公共団体の円滑な移行に向けて、法第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針を令和 3 年度（2021 年度）中を目途に定めるほか、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成された基金による財政支援を行うこととされている。令和 3 年度第 1 次補正予算においては、当該基金に 317 億円の上積み計上をしたところであり、目標時期である令和 7 年度までの移行に向けて、引き続き、計画的に準備を進められたいこと。

また、重点計画を踏まえ、総務省は、今後、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第 1.0 版】」について、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業の結果なども踏まえながら、必要な見直しを行い、改定するとともに、各地方公共団体が当該手順書を踏まえて市町村の標準準拠システムへの円滑な移行を行えるよう、関係省庁・都道府県とも連携して市町村の進捗管理等の支援を行うこととされていることから、各地方公共団体においては、これらの支援等についても積極的に活用されたいこと。

なお、標準化・共通化に関する各種情報については、ホームページに随時掲載するなど、今後も、様々な機会を通じて情報提供等を行うこととしていることから、地方

公共団体においては、標準準拠システムへの移行に向けてこれらを十分に活用されたいこと。

### 3 標準化に伴う業務改革(BPR)の実施について

重点計画において、制度所管府省における標準仕様書の策定に当たっては、デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に進めることとされている。地方公共団体において標準化の取組を推進するに当たっても、システムや業務の現状を十分に把握した上で、単にシステムを入れ替えるだけではなく、標準化に伴う業務プロセスの見直し等をあわせて行うことで、効果的・効率的な行政サービスの提供を実現していくことが求められること。